

農地法に基づく「不利益処分」に係る処分基準

(平成24年4月1日設定)

(平成28年8月1日一部改正)

(令和3年2月1日一部改正)

農地法第51条第1項の違反転用に対する処分（許可取消、工事停止命令、原状回復命令等）については、法令に定めるほか、次のとおりとする。

1 農地法関係事務に係る処理基準について（平12・6・1 12構改B404号農林水産事務次官通知）の別紙1「農地法関係事務に係る処理基準」のうち「第15 法第51条関係 1 法第51条第1項の規定による処分の基準」

2 違反転用事案を知り、又は農業委員会から違反転用事案報告書の提出があったときは、違反転用者等に対し、期限を定めて是正するよう指導を行う。その指導に応じない場合には、違反転用者等に工事その他の行為の停止等を書面により勧告するものとする。

なお、この勧告に従わないため、法第51条第1項の規定による処分又は命令をしようとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき聴聞又は弁明の手續を執るものとする。

3 処分又は命ずべき措置の内容を決定する際に、法第51条第1項の「土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認める」か否かの判断に当たっては、当該違反転用事案に係る土地の現況、その土地の周辺における土地の利用の状況、違反転用により農地及び採草放牧地（以下「農地等」という。）以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地等以外のものになった後の転得者が偽りその他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮するものとする。

この場合、当該違反転用事案に係る土地が農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地であるときは、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うものとする。

また、高度化施設用地が違反転用に該当する場合には、法第4条第1項の規定に違反することとなるため、当該高度化施設用地に設置された農作物栽培高度化施設の設置者が処分の対象となる。

- 4 法第51条第1項第2号の「許可に付した条件に違反している者」には、法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者の一般承継人であって当該許可に付された条件に違反している者は含まれるが、当該許可を受けた者の特定承継人は含まれない。

- 5 法第51条第1項第4号の「偽りその他不正の手段により、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者」には、偽りその他不正の手段により許可を受けた者の一般承継人は含まれない。